

摂津市議会

# 民生常任委員会記録

平成28年10月20日

摂津市議会

# 目 次

民生常任委員会

10月20日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件-----	1
開会の宣告-----	2
市長挨拶	
委員会記録署名委員の指名-----	2
議案第59号所管分の審査-----	2
質疑（増永和起委員、村上英明委員）	
議案第61号の審査-----	11
質疑（増永和起委員、村上英明委員、森西正委員）	
議案第60号の審査-----	17
質疑（増永和起委員）	
採決-----	19
閉会の宣告-----	19

## 民生常任委員会記録

### 1. 会議日時

平成28年10月20日(木) 午前 9時59分 開会  
午前11時32分 閉会

### 1. 場所

第二委員会室

### 1. 出席委員

委員長 上村高義 副委員長 嶋野浩一郎 委員 村上英明  
委員 増永和起 委員 南野直司 委員 森西正

### 1. 欠席委員

なし

### 1. 説明のため出席した者

市長 森山一正 副市長 奥村良夫  
市民生活部長 登阪 弘 同部次長 山田雅也  
文化スポーツ課長 妹尾紀子  
保健福祉部長 堤 守 高齢介護課長 吉田量治  
国保年金課長 安田慎吾 同課長代理 大西健一

### 1. 出席した議会事務局職員

事務局長 藤井智哉 同局書記 坂本敦志

### 1. 審査案件(審査順)

議案第59号 平成28年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分  
議案第61号 平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)  
議案第60号 平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

(午前9時59分 開会)

○上村高義委員長 おはようございます。  
ただいまから民生常任委員会を開会します。

理事者から挨拶を受けます。

森山市長。

○森山市長 おはようございます。

本日は何かとお忙しいところ、民生常任委員会をお持ちいただきまして大変ありがとうございます。

本日は、過日の本会議で当委員会に付託されました案件についてご審査を賜りますが、何とぞ慎重審査の上、ご可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

一旦退席させていただきます。

○上村高義委員長 挨拶が終わりました。

本日の委員会記録署名委員は、村上委員を指名します。

審査の順序につきましては、お手元に配付しています案のとおり行うことに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

暫時休憩します。

(午前10時 休憩)

(午前10時1分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第59号、平成28年度摂津市一般会計補正予算(第3号)所管分の審査を行います。

本件については、補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 一般会計補正予算16ページ、旧味舌スポーツセンター耐震補強等工事に関する減額補正です。

旧味舌スポーツセンターは、旧味舌小学

校の体育館だったと思いますが、廃校後から今回、耐震補強等工事を取り下げるまでの経過についてご説明ください。

また、今後、新施設がいつごろできる計画なのか。今までスポーツセンターを使ってきた方々は、ことし2月から突然使えなくなったわけですが、困っておられないのかということについてもお聞かせください。

それから、同じく16ページから18ページにわたるんですけども、予防費については内容をお聞かせください。予防接種の関連だと思いますが、近隣市との関係なども聞かせていただけたらと思います。よろしくお願ひします。

以上です。

○上村高義委員長 妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 それでは、増永委員のご質問にお答えいたします。

まず、旧味舌小学校、ここではスポーツセンターの耐震補強等工事ということで上がっておりますけれども、そもそもの経緯としましては、味舌小学校廃校後、摂津市立スポーツセンター条例をつくりまして、スポーツセンターとして開設しております。その後、改修工事、耐震工事に入ろうとしたとき、平成25年5月に大阪府からスポーツ施設として使用することが用途違反であることが明らかになったということがございまして、スポーツセンター条例は廃止になりました。

その後、スポーツ利用も可能な多目的施設として整備をするということで、平成27年度に耐震補強等の改修工事の実施設計を行い、平成28年度には耐震及び改修工事を行う予算を計上しておりました。

しかし、平成28年2月にこの実施設計の建築確認の際、大阪府と協議をさせてい

ただくに当たりまして、多目的施設であってもあらゆるスポーツ利用は用途に反すると大阪府の見解が明らかになりまして、その時点でスポーツをその施設ではできないことが明らかになりました。市としましては、多目的施設としてこの施設を改修して続けていくのか。もしくは、スポーツ施設が必要であるのかを考えないといけない状況になりました。

そこで、今年度に入りまして、市でたまたま隣の正雀保育所を民間で引き継いでいただくという新園舎建設計画がありましたが、保育所の待機児童解消が国の大きな問題となってまいりましたことを受けて、市としては大きな方針の変更をすることになりました。それに当たりまして、今の体育館が建っているところにつきましては、それを壊して建て替えて、別の箇所に、少し隣になるんですけども、そちらへ建て替えることが方針となりました。

建て替えを行うに当たりまして、施設をスポーツができる施設にするのか、多目的にするのかという選択もありましたが、以前にそちらをスポーツで利用していた方々からのまた使いたいという要望もありましたので、多目的施設として建てるのでは市民のニーズにお応えすることができないという判断をいたしました。この用途地域につきましては、スポーツ施設を建てるに当たって、要件を整備する必要がありますので、市としましては、スポーツ施設が建てられるよう要件の整備を進めてまいりたいと考えております。

先ほど、いつごろというお問い合わせがあったかと思えます。全体の方針のお話をさせていただきましたけれども、これは別の所管になりますけれども、今回の補正で、旧味舌小学校の旧校舎の取り壊しが行われて、

そこに新しい保育所が建てられると聞いておりますので、そちらに新園舎ができて、今の園舎を取り壊したところに私たちが所管します新しいスポーツ施設というのを建てることになります。

保育所の新園舎につきましては、平成31年4月に開設と聞いておりますので、それがどのぐらいのペースで進むのかわかりませんが、それが終わって、旧園舎が取り壊されてから建て替え工事が始まりますので、少なくとも2年、3年先のお話になるのではと考えております。

今まで利用されていた方はどうされているのかというお問い合わせもございましたが、それにつきましては、近くの正雀体育館でありますとか、旧三宅小学校のところにある子育て総合支援センターの遊戯室、そちらも借りることができるようになっております。あと小学校の施設も開放していただいているので、そちらをお借りすることもできます。今ある施設の中で何とか利用していただいているので、私どものところには利用できなくて困ってどうしてくれるのかというところまでのお話は現在のところは届いておりませんが、やはりいつできるのかというご要望はあるように聞いております。

以上でございます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、16ページの保健衛生費の予防費の内容について、ご説明させていただきます。

まず、16ページの予防費の2点ですが、これにつきましては、予防接種法の一部改正がございまして、B型肝炎ワクチンが定期予防接種に追加され10月1日から接種を行うこととなりました。この役務費の3万2,000円につきましては、対象者

への個別案内通知を行うための郵送料となっております。

また、この委託料につきましては、対象者となる、おおむね生後2か月から1歳未満の乳児に対して3回接種をすることになりますが、今年度内に接種可能な延べ件数に対する医師会への委託料となっております。

次のページ負担金、補助及び交付金については、毎年10月からの高齢者インフルエンザ予防接種に係るものとなっております。近隣市において、お互いに予防接種の依頼書の発行なく接種をできるように協定を結んでおりますが、近隣市において、以前でしたら自己負担金は1,000円で統一だったんですけれども、今年度からワクチンの種類がふえたために、ワクチン代の変更に伴い自己負担金が1,000円から1,500円に変更されました。そのことに伴いまして、摂津市民が他の市の医療機関で接種をされた場合には、一旦自己負担金が1,500円となりますので、摂津市内の医療機関で接種をされた場合の1,000円との差額500円につきまして、後ほど還付という形をとらせていただきます。差額500円と前年の実績の数を掛けました金額となっております。

内容については以上になります。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 旧味舌スポーツセンターのお答えをいただきました。

体育館をスポーツセンターとして活用するというのでやっていたけれども、大阪府からいけないと指摘をされ、平成25年に条例を廃止したというお話でした。その後もスポーツセンター条例は廃止したものの多目的施設と看板を変えて、実態はスポーツ施設として摂津市は運用してき

たわけです。しかし、多目的なら、スポーツも含むからいいだろうというのは市の勝手な解釈だったことが平成27年度の耐震補強等工事の申請によってはっきりしたというお話だったと思います。しかし、今回、体育館そのものを壊して建て替えることにしたというお話ですけれども、市の解釈の甘さで二転、三転してきた経過が今わかったと思います。この間、学校跡地活用のためとして、土地売却を含めた計画を進めるために、株式会社ジャスに委託料を払って、調査であるとか、新しい多目的施設の建て替えをどうするとか、ゾーニング案とかを策定させてきたわけですけれども、売却方針の転換もあり、このジャスのつくったA案、B案は一旦、白紙になったと思います。採用されないということになりました。この株式会社ジャスに対して払った委託料、結局こういう部分では無駄になったのではないかと思います。

ジャスに対して払った金額が幾らだったのかお聞かせください。

看板をかけかえても、この間、スポーツセンターとしての活用に市は固執してきたわけです。今回も建て替えるんだから、多目的の看板はもう外して、スポーツ専用の施設をつくると言っておられるわけですけれども、今までの建築物の用途制限は地域として変わっていない中で、新施設ならスポーツセンターをつくれるとおっしゃる根拠がどこにあるのかをお示しいただきたいと思います。

今、スポーツ施設として望む声はあったとおっしゃいましたが、今まで多目的施設を望む声が、地域から上がっていませんでしたか。それについての認識もお聞かせいただきたいと思います。

予防接種のほうです。

B型肝炎、インフルエンザ等についての予防接種がいろいろと中身が変わっているということで、B型肝炎については法定化されたということです。0歳の方々に受けていただくということですが、一つ心配なのは、副作用とかそういう問題について一体どうなのかということです。

それと、もう一つは、予防接種を続けて受けたいと思っても、子どもの体調やいろいろなことでなかなか受けられない状況が出てくるとは思うんですけれども、このことに対する補助は、一定年齢制限があって、それを超えると使えないというお話も聞いておりますけれども、その辺についても教えていただきたいと思えます。

それから、インフルエンザですけれども、高齢者の皆さんのインフルエンザ予防接種に対しての補助は非常に喜ばれていると、私の周りの方々はおっしゃっているんですけど、どこで予防接種を受けるのかによって金額が変わってくる。私の住んでいる別府の地域、または一津屋の地域は医療機関が少ないんですね。大阪市東淀川区のほうへ行って病院にかかっているという方も結構いらっしゃって、そういうところで予防接種を打つと、4,000円、5,000円ぐらいの金額が発生すると。こういうことについて、何で私らだけそうなるのみたいなことも言ってはるわけです。同じ地域に住んでいても、例えば吹田市で受けたら1,000円でよかったというお話が今までも出てきていて、摂津市内はもとより、他市でも違うということについてご不満があるともお伺いしています。そういう点について、どうなっているのかぜひお聞かせいただきたいと思えます。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員、今の質問の

中で、スポーツセンターに関することについては、全体の中に保育所の話もあって、委員会がまたがっているんで、先ほどの計画変更に伴う委託料等々については、所管としてはそこまで関係ないということになります。政策判断があつてこういうことになっているので、委託料については総務常任委員会の所管になると思うんです。

その辺も重々承知しながら答えられる範囲で質問をお願いします。

妹尾課長。

○妹尾文化スポーツ課長 増永委員の2回目のご質問にお答えします。

先ほどのジャスへの委託料の件ですが、委員長からもお話しいただきましたけれども、そのときの委託料を支払う所管が文化スポーツ課ではございませんでしたので、委託料の金額はわかりません。また、担当所管からその分につきましては、お示しをさせていただきたいと思えます。

あと、こちらの耐震補強等工事ではなく、建て替えであればスポーツ用途での施設としていけるのかというお話でございましたけれども、用途が違うということにつきましては、建て替えであろうと改修工事であろうと同じ話になります。ただ、そのままの施設を建て続けるということは、用途違反の建築物である状況で、それを幾ら続けても、スポーツ施設として使っていくのは非常に難しく、建て替えになると、一から要件を整備することになります。一応、三つの方法があると聞いておりますが、建築基準法の第48条のただし書きで地域の住民の方に公聴会を開いて、大阪府での審査会を経て行う方法、もう一つは、特別用途地区、これは都市計画の関係になりますけれども、特別に用途ではないものをつくっていくということで、条例をつくる必

要があります。用途制限の緩和につきましては、国土交通大臣の承認が必要で、これも手続に時間がかかる話です。

もう一つは、地区計画という形で、これも地方自治体で条例をつくってということになります。ただ、規制に関する地区計画はございますけれども、用途制限の緩和という部分については、まだ市で行った例はございませんが、このいずれかの形で進めていって、スポーツができる施設を建築していきたいと考えております。

あと、多目的に使いたいというニーズについて聞いていないかというお問い合わせございましたけれども、基本は体育館ではございますけれども、今は実際にこういう建物を建てるという基本計画がまだできていない状況ですので、体育館の施設で多目的にどの程度使えるかということは、まだわからないですけれども、今後そのあたりも含めて、内容につきましては、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 それでは、予防接種についてのご質問にお答えさせていただきます。

B型肝炎ワクチンにつきましては、ご質問いただきましたように、生後12か月までが法定接種になりますので、市が実施する対象年齢で区切らせていただくこととなりますが、体調等によりまして、1歳を過ぎられてからという方については、申しわけありませんが任意での接種で対応をしていただくこととなります。

また、もう1点のインフルエンザの予防接種を他市で受けた場合の補助についてですけれども、おっしゃられますように、摂津市との近隣市等においては、摂津市で

受ける金額と同様の金額で協定等を結べますが、例えば今、出ておりました大阪市を初めとしまして他府県等におきましては、一旦そちらの医療機関で実費をお支払いいただきました後に、保健福祉課の窓口で領収書等をお持ちになられて、こちらの医師会への委託料を上限とする金額になりますが、還付手続をとっていただくことになっております。

それと、B型肝炎の副作用の問題ですけれども、こちらのワクチンは、1986年ごろからB型肝炎の母子感染の防止事業で、研究がされてきております。割と長い期間をかけて研究がされてきたという経過があります。

また、現時点での副作用ですけれども、倦怠感であるとか、局所の痛みという報告はあるように聞いていますけれども、重篤なものは現時点では認められないということでございます。よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 3回目の質問をさせていただきます。

スポーツセンター関連ですけれども、民生常任委員会にこの問題が入ってきたのが最近ということですので、以前の所管というのが私もわかっていないところがあるのかもしれませんが、やはり総合的な問題ですので、縦割りにしないで、できる限り全体的な視野で考えていただきたいと思いますし、私たちもそうしたいとは思っております。また、この問題はほかの課の方々の審査ともかかわると思いますので、よろしく願いします。

少なくとも、ジャスにお金を払っていることは間違いのないわけで、その金額には税金が投入されたけれども、結局、全部とは

言いませんけれども、ゾーン分けとか設計という部分に関しては無駄になったと思います。やはり、市民の税金ですのできちんとした計画や調査のもとに、これから総合体育館とかそういう構想もありますけれども、この建築用途の問題を、この前は総合体育館の審議会でも問題として出されておりましたが、しっかりと大阪府とも協議をしながら一体どこをどうして、どうしたら何ができるのかということをもっと調べて、市民に対して責任を持って提案をしていただきたいと思います。

このスポーツ施設を新しくつくるという上で、今おっしゃったように、用途の関係は今までと何も変わっていないのだから、それを変えていかないといけないということが前提としてあるわけです。そこは、やはり地域の住民がどうなのかということが、この建築用途問題にはあると思うんです。こういう地域なんだからと、そこに住んでいるのにも関わらず、思ってもいないものができてきたということを守るために、この建築用途というのはつくられていると思うんです。ということは、その用途に反するものをつくるということになれば、地域の住民の方の合意や理解がぜひ必要になってくると思うんです。

今回いろいろとこういうことが起きたそもそもの問題というのは、摂津市が地域の方々と小学校跡地の活用について真剣に協議をしないで勝手に進めてきたことにあるのではないかと私は思っております。旧味舌小学校跡地の活用を考える会というのが、2009年8月に地域の方を中心に設立されております。1万1,190筆の売却反対、跡地を市民と一緒に活用してほしいと、一緒に考えてほしいという署名が摂津市に提出をされていると

思います。このことはご存じでしょうか。

その署名の中で、いろんな方がいろんな思いを出してこられて、そして、摂津市に対して文科省活用例50選の紹介とか、さまざまな跡地活用も提案をされてこられてきました。こういう地域の方々の意見を取り入れて、しっかり計画を立てていたなら、今回のようなことにはならなかったと私は思っております。住民の理解を必要とする新しい施設の建設は非常に難しいものがあります。計画がまた頓挫しかねない状況を生み出さないために、耐震補強等工事を取り下げるかどうか、そういった問題も含めて、売却方針を変更した以上、まずは跡地活用をどうするのか、皆さんと一緒に、一から地元の方々との話し合いをしていくべきではないでしょうか。これについてのお考えをお聞かせいただきたいと思います。

多目的の施設について、今のご答弁では、ただスポーツだけではなく、多目的にも活用できるようなものをできるか検討したいというお話がありました。それは本当に検討していただけるんですか。私は、この新しいスポーツセンターをつくっていきたいという説明会があったときに、以前は多目的施設としての耐震補強等工事でしたから、舞台をつくるとか、いろんなものが多目的でもあるということで設計図の中に書かれていたんですけども、新しいスポーツセンターとしては、多目的ではなく、これはスポーツセンターとして建てるんですというお話を私はお聞きしたように思います。そうではなく、多目的としても使える施設をつくっていくということではないでしょうか。これについても、きちんとお答えいただきたいと思います。

それから、予防接種です。

予防接種は、今、お話がありました副作用のこと、子宮頸がんのワクチンのあるときなんかで本当に非常に心苦しい思いを市の方もされているというお話も聞きました。一生懸命、接種勧奨したのに、結果的にいろんな問題が起きてきて、今回もそういう不安がないように、できるだけいろんな情報もとっていただいて、もちろんいいことはどんどん進めていただきたいんですけども、そういう反面の部分にも、きちんと注視をしていただきたいなと思います。これは要望です。

それから、高齢者のインフルエンザ予防接種ですけれども、やっぱり4,000円、5,000円、一回先に払わなあかん。返ってくるとしても、本当に痛いことなんです。それがどこでも気軽に受けられるようになってこそ、インフルエンザ予防接種の意味も出てくると思うんですね。その辺はしっかり他市とも協議をしていただいて、他府県までとは言いませんけど、大阪市は隣です。私たちからすれば、道路を渡ったらずぐ大阪市であるにもかかわらず、そこでもできないとなる。大阪市がいろいろ厳しいこと言われるのは知っていますので、摂津市のせいやと思っておりませんが、粘り強くお話も働きかけていただきたいと思います。

あともう一つは、実は、この1,000円もなかなか苦しいところなんです。高齢者の皆さん非常に少ない年金でしんどいと言いつつながらも病気にかかる前にとっと思ってやっちはることで。北摂では吹田市と摂津市が1,000円で、あとは1,500円というお話を以前お聞きしましたが、500円返すみたいなやりとりをせんでええように、また、摂津市もあげましようとならないように、ぜひよろしくお

願いしたいと思います。

予防接種の件は要望としておきます。

○上村高義委員長 登阪部長。

○登阪市民生活部長 増永委員の3回目のご質問にお答えいたします。

まず、体育館のことですけれども、旧味舌小学校の体育館につきましては、学校が廃校になった後、その体育館は引き続き利用していく。これは基本的には恒久施設として、いわゆる体育館として利用していくことは、議会も含めましてご承認のもとで取り組んできたことだと考えております。したがって、我々としては、用途の関係でスポーツセンターとして利用できなくなった場合につきましても、基本的にはスポーツのできる施設として、またその手法としましては、スポーツも含めた多目的という形で何とか対応していけないのかと今まで取り組んできた経過があると考えております。我々としては、もともとの方針に基づきまして、やっぱりスポーツのできる施設で取り組んでまいりたいと考えておりますし、現実的に今までそこで実際にスポーツをやった方等からは、当然残してほしい。スポーツのできる施設として残してほしいというお声をよく聞いておりますので、そういう形を考えていきたいと考えています。

ただ、多目的施設との関係になりますけれども、限られた敷地の中で建ててまいりますので、基本はしっかりしておかないと、やはり多目的施設であれば、スポーツはできないという形になってしまいますので、ここには我々としてはスポーツ施設を建てていきたいという前提に立って、その中で先ほど課長が申しあげましたように、地域の声をお聞きして、どこまでその

他の用途でも一定の利用ができるのか。その他については、十分耳を傾けて、いろいろなご意見も聞いて対応していきたいということでございますので、そのあたりは十分ご理解をいただきたいと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今おっしゃった中身がもう一つすっきりしない気がするんですけども、一応スポーツ施設なんだというところをまずはっきりしておきたいというお話やったのかなと思います。多目的施設という形ではつくりたくない。スポーツ施設なんだけども、何かのときにどこまで使えるかみたいなことは、これから考えていきたいという中身ですかね。

私が今お聞きしたのは、今回つくる施設をどう使うかということ。それについてもありますけれども、スポーツをしたいという要求も、もちろん市民の方にはあるわけですが、それだけではなくて、多目的施設として跡地活用してほしいという声は以前からあったと思うんです。それはご存じですかということをお聞きいたしました。もう一度お答えください。

その声については、耳を貸さず、スポーツをしたいという要求だけを聞くというのは、それは不十分ではないかと思うわけです。課長が先ほどおっしゃったように、これから少なくとも3年以上、スポーツをするために使われてきた人たちは使えないわけですよ。でもそれでも何とかやれていますというお話があったじゃないですか。そういう方のためには、一生懸命、スポーツ施設として絶対建てなあかんとおっしゃっていて、でも多目的として活用してほしいという声は、小学校廃校になったそのすぐ後からずっと上がっているん

です。その声には一切耳を傾けないということなのか。地域の中でいろんな理解をこれから先々得ていけないことになるのではないかと。私はスポーツ施設を建ててはいけないということを言ってるわけではありません。この跡地活用は、先ほどから限られた敷地とおっしゃってますけど、違いますよ。広大な敷地ですよ。その中でどんなふうを活用していくか。これはまた所管外と言われるかもしれませんが、校舎の解体の話も今出ております。解体しなくても、そこを使っていろいろなことができる、多目的なことができるよう考えていくことはできるじゃないですか。さまざまな視点から地域の方と一から考え直してほしいということをおっしゃっているんです。

スポーツのことについておっしゃったところをもう一回、そこだけ確認をさせてもらって終わりたいと思います。

○上村高義委員長 小学校跡地活用については、逸脱して他の所管に飛躍していきますので、スポーツ施設ということに絞った中での話をしていかないと、一般質問になってしまいますので、限定して再度答弁をお願いします。

登阪部長。

○登阪市民生活部長 ご質問にお答えいたします。

旧味舌小学校につきましては、グラウンドも残っております。我々、所管といたしましては、体育館、それからグラウンド、この両方は、我々が直接かかわるところでございますので、体育館もあそこで確保してまいりたいし、グラウンドも確保してまいりたいという考え方を持っております。その中で、やっぱり一定体育館、それから、保育所の問題もございますので、当然体育館という施設に充てられる場所はある程

度、限定されてくるのではないかと考えております。

先ほど一番初めに課長が説明いたしましたように、この間のいろんな経過を見たときに、この用途というのは、なかなか難しく、どのように解釈されるかというのは、いわゆる許可をされる官庁のいろんな考え方があってと思います。なかなか法律どおりきちっと読み切れない部分があると思います。そういう意味では、多目的という用途は、我々としてはスポーツで使えなくなるのではないかとという危惧を非常に持っております。したがって、多目的か、スポーツかという議論の中では、まずスポーツをきちっとできる施設という位置づけをしていかないと、今後、大阪府とさまざまな協議をしていく中でも協議がうまくいかないのではないかと考えております。スポーツを基本的において、今ご質問もありましたように、地域の方の意見を含めて、その施設をより地域の施設として有効に使っていくという観点から考えていきたいということでございますので、ご理解をよろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 多目的施設として活用してほしいという声を聞いてはりますかということをお答えしていただきたいと2回言ったんですけど。

○上村高義委員長 登阪部長。

○登阪市民生活部長 申しわけございません。それは、今回、旧味舌小学校跡地の見直しに当たりまして、地域の自治会長にも説明を行っていることは我々としても把握しておりますし、その中で、現在校舎を使っておられる団体も含めまして、いろんなご要望、ニーズがあるということについては把握しております。

○上村高義委員長 増永委員の質問が終わりました。

ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 先ほどの増永委員からも、このスポーツ施設の関係等々でいろいろと質問がありましたが、今回の耐震補強等工事の予算を減額するという関係なので、改めてなんですけど私の個人的な考えとして今の正雀体育館ありますよね、同じ小学校区内に二つのスポーツ施設というのが、どうなのかなと。地元の要望等々というお話もありましたけども、この辺はまた新しく出てきた予算の関係とか、そのときにまたいろいろと質問していきたいと思っているので、私の個人的な考えで、述べさせていただきます。

それで、質問させていただきたいのは、先ほど増永委員も質問されましたけども、16ページのB型肝炎のことで、今回予防接種に入るということであります。これについて、生後2か月ぐらいから12か月以内ということで、3回接種ということがあるんですけども、例えば予防接種関係のつづり、予診票のつづりというのがあると思うんです。いつこういうワクチンを接種しますよとか、何か月でこういうワクチンを接種しますよとか、そういうつづりがあると思うんですが、その辺の配付を確認したいんです。要は、この配付をまたすることがあるのかどうか。また、それ以外に例えば、そういうことではなくて、各医療機関に置くことにされるのか。その辺の確認も含めて、この予診票のつづりの件を一遍お聞かせ願いたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口保健福祉課参事 予診票のつづり

についてのご質問にお答えさせていただきます。

予防接種の予診票のつづりにつきましては、各乳幼児期に受ける予診票を綴ったものの一番上のページに、この予防接種は何か月ごろに受けたらいいですよという表をつけております。今回このB型肝炎の改正で平成28年10月1日からの実施ということで、今年の6月に決定されたものですので、本来でしたら、保健福祉課の窓口で出生届を出されたおりに予診票のつづりをお渡しするものの中にB型肝炎のワクチンの予診票も入っていればよいのですが、今回対象となられる4月から9月生まれの方は、既に出生届を出されてB型肝炎の予診票が入っていないつづりをそれぞれ手にされていますので、個別案内をお送りさせていただきました。10月1日以降生まれの方につきましては、B型肝炎のワクチンの予診票をセットしたものを窓口で配付させていただいています。今後につきましては、つづりの中にB型肝炎のワクチンの予診票もセットされていますので周知を図っていけると考えております。

予診票につきましては、それぞれ色を分けるなどして、わかりやすい形でPRさせていただいている次第です。

予診票のほうは、なくされた場合等に対応するために、医療機関においても配付させていただいております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 この予診票のつづりについては、親の方からすれば、いつ受けるというのが一遍に見れるので、いつこういうワクチンを受けたらいいのかわかると思います。今後10月以降出生の方については、窓口でお渡しをされるということで

ですので、その辺はしっかりとさせていただいて、この4月から9月生まれの方については、そういう形で送付されたということです。予診票を忘れられた方のためには、予診票を医療機関に配置をするというか、置かれるとお聞きしたので、安心かなと思います。また、ワクチンの件について、今までもいろいろと問題があったりとか、解消したりということがあるので、しっかりと安全に接種できるように取り組んでいただければと、要望としておきます。

以上です。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時44分 休憩)

(午前10時46分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第61号、平成28年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第2号)の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 介護保険特別会計について質問をいたします。

6ページ、地域介護・福祉空間整備交付金ということが出ています。これについての説明をしてください。

それから、同じく6ページに、繰越金も出されております。平成27年度黒字分だと思えますけれども、8ページのほうには、介護保険給付費準備基金積立金も計上されております。この準備基金積立金を積んだことで一体幾らになるのかということ。

それから、繰越金の内容ですね。そして、8ページ、10ページに償還金と一般会計繰出金、これは予算を使わなかったということだと思うんですけども、余りが出てきたことについて、どのように考えておられるのか分析をお聞かせをいただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齢介護課長 それでは、増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

まず、地域介護・福祉空間整備交付金でございますが、介護ロボット等導入支援特別事業という国の交付金がございます、この事業が該当いたします。

どのような事業かという、介護従事者の負担軽減に関する介護ロボットの導入促進事業でございます、具体的に施設利用、介護の施設等の事業所で、腰痛とかになりやすい介護負担のときに、介護ロボットを使うことで負担の軽減を図ると。それから、見守り等により危険を回避をすることで負担の軽減を促進するために、国が補助率10割で交付している事業になっております。

繰越金については、実質収支として1億2,240万1,746円の黒字という形で、平成27年度の介護保険特別会計の歳入歳出決算として出させていただいております、歳入分として52億9,414万8,560円、歳出として51億7,174万6,814円の収支ということで、今回繰越金として、黒字として出させていただいている額でございます。

内訳として出させていただいております積み立て基金の額でございますが、今回平成28年度の事業として、まず事業計画

のために基金を取り崩しさせていただいております、その額が6,516万6,000円と。それにプラスという形で滞納繰越保険料分が468万2,000円、基本利子の積立分が20万1,000円、低所得者保険料軽減繰越入金が1,366万4,000円、今回清算による積み立てとして上げさせていただいている前年度余剰金繰越分が6,821万4,635円となりますので、想定されます年度末の平成28年度残高が3億981万6,713円ということになっております。この額が積み立て額になるのではないかと考えております。

償還金の額として、市に繰り越しの返還金として出させていただいている額が一般会計としてございまして、収支の差額として交付金の返還金が3,010万373円、一般会計繰出金が2,408万6,738円ということで収支の返還として出させていただいている状況でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 ありがとうございます。

要するに余ったということですよ。大変な大黒字やと思います。介護ロボットのお話が先ほどありました。これは国が全額出すので、摂津市は活用したらいいやないかということかもしれませんけれども、そもそも今、国が介護保険で報酬の引き下げであるとか、要支援の方々を給付から外すとかいう大変な改悪を行ってきているわけです。こういうことにお金を使うなら、介護報酬をきちっと払って、ヘルパーやケアマネージャーがしっかり安心して働ける、そしてそこできちっと生活もやっつけける。男性のヘルパーもいらっしゃいますけれども、結婚しようと思ったら、とてもこの仕事は続けられないというのが今の

現状だとお聞きをしています。そういうことをなくして、本当にしっかりと責任を持った介護従事者に対しての保障というものを国がやるべきだということで、この介護ロボットを使うなどとは言いませんけれども、ぜひ国のほうにそういう声を上げていただきたいと要望しておきます。

それから、摂津市の介護保険の特別会計は大変な大黒字ですけれども、この介護保険の基金、3億円を超えて積み上がったということですが、介護保険の計画では、基金についてどういう考え方をしているのか、再度お聞かせ願いたいと思います。

この介護保険、保険料の算定をするときに、第6期せつつ高齢者ががやきプランの中で試算をして、それに基づいて保険料を決めておられると思うんですね。これと見比べて、一体どのようにお考えなのか。もちろん、これから決算がありますので、細かい話とかは結構ですけれども、この補正の中に出てきた部分で、ざっくりとで結構ですので、どのように考えておられるのか、再度お答えいただきたいと思います。

以上です。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 それでは、基金について、どのように考えているのかという増永委員のご質問についてお答えさせていただきます。

基金の性格ということを改めてお話させていただきますと、介護保険の給付費は高齢者の利用状況等の変動等がありますので、先ほどもおっしゃられたような計画を3年ごとに基金で調整することで、給付費とのバランスをとっていっていると考えております。

3年間の計画のプランとの関係で、初年度は比較的基金は積み上がっていきます。

2年目で収支が合ってきて、3年目で一定準備金という性格を持っている制度なんですけれども、利用者の状況の変化やこの制度改正等の状況で、実際基金が一定額ないと、なかなか事業として進めにくいという現状があり、今の基金残高になっているとは考えています。

北摂の状況では、増永委員は非常に多くの額をとおっしゃっておりますが、確認させていただいたところ、北摂の状況7市の中では、摂津市は、1人当たりの基金残高としては下から2番目という状況で、多い額というわけではないと認識しております。ただ、制度として残していくというだけでは、やはりどうなのかなという部分もございまして、どのような形で適切な運用をしていくのかということ、来年度になって、新たな制度、新総合事業の関係とかもございまして非常に国の制度は動いておりますので、やはり全く基金がないという状況ではやっていけないと認識しております。そこのバランスは、北摂の状況や制度、国の動向を見ながら考えていきたいと思っております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今お話がありましたように、介護保険の基金ということは、3年間の給付費のバランスをとるためのものということで、第6期ですと、平成27年、平成28年、平成29年、この3年間で集めた保険料と、出ていく給付費について、1年ごとにだんだん給付費はふえていく見込みだから、初年度は多目に集めて、それは基金として積み立てると。2年目でとんとんぐらいになって、3年目は置いていた基金を取り崩して使うんだという、今まで基本のお話があったと思うんです。やはりそれは基本だと思うんです。この介護保

険料というのは、本当に今は年金がどんどん少なくなっているそういう中で、高齢者の皆さんの生活が本当に厳しくなっていく中、年金から天引きをするという、無理やり本人の承諾なしにむしり取るという制度なんです。これを市民の皆さんから預かったお金を市民の皆さんに還元することなく、勝手に市がどんどん積み立てているというのは、おかしいと思わないといけないと私は思うんです。お預かりしたお金、どのように介護保険の中で使っていくのかということ。今、課長は平成29年度までであるし、総合事業もあると。そういう中で基金をただ積み上げるだけではなくどのように適切に活用するのかというふうにおっしゃっていただきました。私は、ここのところに非常に期待をかけたと思っていますので、ぜひ市民の皆さんの納得していただけるような使い方をしていただきたい。そして、また新しい期を迎えるときには、この積み上がった基金をどのようにするのかという話を再度する必要のないように、しっかりと還元をしていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。よろしくをお願いします。

また、一般質問でさせていただきます。  
○上村高義委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 私のほうから8ページの歳出についてお尋ねをしたいと思えます。

歳出の一般会計のほうで、地域介護・福祉空間整備交付金ということで278万1,000円計上されています。これが介護ロボットの10分の10、歳入をそのまま持ってきていると思うんですけども、もし教えていただけるなら、このような交付

金を活用してロボットを導入していこうという事業者のお名前を、もしそれがだめなら、何者かとか、その辺を初めにお尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 それでは、村上委員のご質問にお答えさせていただきます。

この介護ロボットの導入の事業所は、3者が対象になっております。具体的には入所施設で特別養護老人ホームの摂津摂津いやし園、摂津特養ひかり、特別養護老人ホームせつつ桜苑という事業所の3者がさせていただいておまして、その中でどういうものということなんですが、1者は介護職員の負担軽減のために、介護支援用の装着です。起き上がりとかが非常に軽い力でできるような装着タイプの腰につける機器を計画されております。あと、2者は、ベッドにセンサー等をつけることで、ベッド周辺の事故等を防ぎたいということでの見守りのシステム等を、この交付金の活用で申請されております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 今お答えいただいた3者あるということですが、その中で1者は介護職員にとって、介護されている方を抱えても、起き上がる時に少しでも身体への負担が少ないようにということであると思います。これは本当に介護している職員の方等々、本当にこれまでも、ひざであるとか腰であるとか本当に大きな重労働だったので、こういうことが普及していけば、この介護職員の方々の求人というんですか、少しは進んでいくのかなと思うんですが、先ほどその中でベッド周辺の見守りシステムということを言われたと思うんですけども、この辺の中身をもう少し詳しくお聞かせ願えるものがあればと思います。

それが1点目。

もう一つは、介護ロボット関係、私が聞いているのは、一つで二百数十万ぐらいするというので、先ほど国から10分の10ということであったと思うんですが、私個人の認識では、介護ロボット一つ分の金額なのかと思うんですが、3者ということなので、その辺で残りの金額が足りないと思いますので、どのようにして財源の確保というか、お金の負担をなされていくのかについて、この二つをお聞かせ願えたらと思います。

以上です。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 それでは、見守りのシステムのほうはどういうものなのかということなんですけれども、実際このベッドの周辺にセンサー等を配置して、詰所等に何らかの状況があれば、例えば長時間ずっと寝ている状態とか、体を動かしたりセンサーにひっかかるような状況があれば、詰所のほうですぐに確認をとれるようになっております。場合によってはオプションということなんですけれども、カメラ等もあると聞いております。

実際、もう一つの介護支援用のタイプ等が村上委員がおっしゃったように、非常に高額になっておまして、その見守りのシステムはせつつ桜苑では1台46万円ということなんです。購入予定は2台ということで交付金の範囲内と。摂津特養ひかりでしたら、1台31万円で3台ということで交付金の範囲になっておるんですけども、摂津いやし園では、1台およそ150万円はするという事業で、ちょっと交付金を超えておる状況で、場合によっては施設の自己負担が出てくるのではないかなと考えております。

以上です。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 先ほどの2者については、この交付金の範疇でいけるということだったのですが、もう1者は、1台150万円ということで、交付金の範囲を超えてしまっているということで、残りが自己負担でされるということです。当該の方が了解していると思うんですけども、その中で、例えばその下の基金について、今回6,821万3,000円積み立てられるということもあるのですが、例えば、こういう基金を活用して、摂津市内と介護事業者の方々がもっと介護ロボットを導入する、普及させるというんですか、そういうことでは、市の単費になってくるのかなと思うんですが、その辺の考えがなかったのかどうか。国から交付金をそのまま全額使っちゃってる。結局は足りないという状況なのですが、この基金からもう少し出して、摂津市内でももう少し普及ということは考えなかったのかということで、この1点だけお尋ねしたいと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 本来この交付金は当初、上限が300万円という交付金の制度でございまして、国もその額で52億円の予算を準備されていたんですけども、非常に申し込みが多くございまして、結果的に今回出ささせていただいた1者当たり92万7,000円の交付額になったという経過もございまして、当市としましては、事業所も、その上限額と国の状況もございましたので、まずは自己負担なく導入はできることになっておりました。市も取り組みをされる事業所に関しましては、その範囲でされるということで、交付金を活用していただけたらと考えておりましたので、

市としてこの事業に特別にという考え方はしておりませんでした。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 再度要望だけ。先ほど1回目のときに申しあげましたように、やはり介護する方というのは、本当に身体的負担が大きいということから、こういうロボットが開発され、やっとなんて実用化ということになってきたと思うんですが、やはりこれからは介護する方というのは、やっぱり高齢化もあって、減ってくると思うんですね。この辺は、またしっかりと導入した後で検証をしていただいて、摂津市として、どのように介護する側の支援をやっていくかというのは、これからの大きな課題になってくるかと思うので、しっかり検証していただいて、摂津市がどういう方向で支援をしていける施策があるのか検討していただければと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

森西委員。

○森西正委員 それでは、先ほど増永委員、村上委員からも質問がありました地域介護・福祉空間整備交付金についてですけれども、この交付金は、当初、国で予算を定められて、あまりにも全国から申し込みが多いから、1か所当たりといたしますか、補助金の交付金の額が少なくなったというご説明だったんですけれども、これは年度当初からある時期に期限を切って、交付金の申し込みをするという制度であったわけですか。それで、この交付金が、今後どういうふうな形になっていくのか。国の考えとしては拡大をしていくのか。今年度だけということで、今後どういうふうにする

のかかわらないということであるのか。その点を教えていただきたいと思います。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 今回、事業所が上限の92万7,000円となったことの事情としましては、全国で5,475事業所から申し込みがあったという結果になっております。実際、介護ロボットの来年度の国の動向に関しましては、今回の特別事業として盛り込まれた国の予算となっておりますので、実際にこの単年度で一応、事業としては終わっておるという状況で、必ずしも来年度また予算化されるかどうかというのは、決定をしている内容ではございません。

ただ、村上委員からもご指摘もあったように、やはり介護の負担をどうしていくのかということとは大きな課題になっておるということで、この内容が検証された結果、国の動向がどうなるか考えていくのではないのかなとは思っております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 介護ロボットということでもありますけれども、今回の交付金の交付に当たって、例えば購入する製品を限定していたとか、例えば施設側がこの製品を購入したいということであれば、どういうものでも購入できるものであったのか。その点を教えていただけますか。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田高齡介護課長 一定、金額等や上限等の制約だけではなくて、介護ロボットの介護機器開発導入促進の対象として一定内定している事業や製品でないとならなければならず、対象になっていなかった経過がございます。摂津市は、先ほど言った見守りのシステムや装着して腰痛等を防ぐためのパワースーツ、それ以外に移動支援や排せつ支援の機器

ですとか、認知症の方のいろんな見守りのシステム等が項目として上がっておりまして、その中から事業所が一定、自分の施設の中で選んでいくという内容の事業となっております。

○上村高義委員長 森西委員。

○森西正委員 各事業所が選ばれたのは、例えば、人的な直接的にコミュニケーションをとらなくてもいいものを選ばれたんだと思います。恐らく介護の中ではそういう必要なものがたくさんあると思うんです。やはり介護というのは、基本はやっぱ人が介護をするべきだと私は思いますけれども、その中でも、施設も事業所も人でなくても可能なところにロボットや機械を選ばれたんだとは思うんです。今回、交付金を交付され、実際活用されている事業所の声を聞いていただいて、どうであったのか、もっと拡大をしてほしいということであれば、国に市として声を上げていただきたいと思いますし、また担当の方もその製品を見られて、どんなものかということも把握をされると思います。その中で、事業所、もしくは今回入所施設といいますか、特養中心ということではありますが、老健とかそのほかの介護施設が交付金の申請をされておりませんので、そのような必要とする施設も多くあるかもわかりませんので、そういう声も聞いていただいて、ぜひともよりよい介護社会をつくっていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時19分 休憩)

(午前11時20分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第60号、平成28年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

増永委員。

○増永和起委員 国民健康保険特別会計について質問します。

6ページ、保険料還付金が計上されていますが、この中身を教えてください。何人かみたいなこともわかれば教えてもらいたいと思っています。

それから、今年度繰上充用の補正が上がってないと思うんですけれども、これについても教えてください。

以上です。

○上村高義委員長 大西課長代理。

○大西国保年金課長代理 それでは、増永委員のご質問にお答えをさせていただきます。

還付金ですけれども、こちらの中身につきましては、人数ベースにはなるんですけれども、平成27年度は今252人になっております。それで、平成28年度、9月末の時点で約210名の方が還付金を申請いただいております。

前年度との違いになるんですけれども、今年度はお一人で10万円以上の還付金の方が97名いらっしゃいます。前年度ですけれども、10万円以上の方でも約20人いらっしゃいましたので、件数ベースでは変わらないんですけれども、今回非常に過年度に遡及して還付をしており、その分でお返しするという金額がふえておりますので、今回補正をお願いしております。

以上です。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、私のほうから2点目、繰上充用のご質問でございます。

これまで、歳入歳出決算におきまして、平成7年度以降累積赤字が続いております。毎年のように繰上充用金をお願いしておりましたが、今年度につきましては、平成27年度、歳入歳出差し引きで1億6,852万6,483円の黒字となりましたことから、平成28年度におきましては、繰上充用はいたしておりません。

以上でございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 保険料の還付金ということでした。年度ごとでいろいろあると思うんですけれども、中身にどういふのが多いのかみたいな話も教えていただけたらと思います。

それから、繰上充用の補正がない。要するに黒字だということですので、来年度はぜひとも国保料が値下げをされることを期待したいと思っておりますので、これは要望としておきます。

○上村高義委員長 大西課長代理。

○大西国保年金課長代理 還付金の中身についてでございますが、こちらは特に歳出還付になります。例えばですけれども、国保に加入をされて、ことし脱退される方がこの手続きを来年にしてしまった場合、今日時点で脱退をされたとしても、来年までの分を含めて、その間ずっとお保険料をお支払いになられると、その保険料の還付金は歳出還付になります。

今回特徴的なのは、2年から5年さかのぼって還付金を申請されておきまして、実際の国民健康保険の脱退が約2年から5

年前に実際は脱退をされているんですけれども、その後、そのまま国民健康保険料をお支払いいただいておりますので、その分の申請をいただいておりますので、還付をしたというのが一番特徴になっております。金額のほうも2年分、5年分となっていきますので、どうしても高額になってきております。

以上です。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 社会保険に変わられた方に、できるだけ早く手続をしていただくのは大切なことかと思っておりますので、その辺は周知をしていただきたいと思います。思うんですけれども、私の知り合いのご夫婦が離婚されるということになって、子どもの養育の問題で、調停をかけてどちらが養育するのだということになったケースがあります。ご主人の社会保険に子どもは入っておられたんですけれども、奥さんは住居を別にして、まだ離婚手続はできませんけれども、国民健康保険に入って、そこで子どもを最初にご主人が連れて帰っていたんですけども、保全処分という形で裁判所が介入し、奥さんのほうにいったと。これは反対のケースですね。社会保険に籍を残しながら、国民健康保険の奥さんのほうに子どもが引き取られていったということなんです。社会保険を子どもが脱退するという段階で、二重払いになっていたかということとははっきりしていないんですけれども、奥さんは多分、国保に加入させたと思うんです。小さい子どもですから病院にかからないといけない。一々離婚の調停をしている夫のところまで保険証をもらいにいくことが困難だったということで、子どもを加入させてはったと思うんです。最後に調停が終了して、奥さんのほうに子どもがいくと

いうことになって、そこで初めて社会保険を脱退するという手続をされたんですけれども、やはりかなり長くややこしい期間が続いたという方もいらっしゃいます。恐らく特別なケースとして、国保は加入を認めたのかとは思いますが、摂津市の話じゃないですので、済みません。

それから、いろんなケースがあります。脱退したら変わってくれということをお願いできるかというのと、そうはいかないケースもたくさんあると思いますので、ぜひ丁寧な働きかけをしていただいて、事情に沿った対応をしていただきたいと思います。

それで、本来資格のある保険と異なる保険証を使った場合は、医療費の10割を一旦負担して、それから本来資格のある保険から、3割を返してもらうという形になるとお聞きをしております。その子どもの場合は、子どもだということで特別な対応してもらったみたいで、一旦10割払うということはなかったようなんですけども、やっぱりそういうことが起きてくると、本人にも大きな負担もかかりますので、いろいろな制度の周知をしていただいて、そういう事情のあるところには対応もしていただきたいと思いますので、これは要望としておきます。よろしくお願いします。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前11時30分 休憩)

(午前11時31分 再開)

○上村高義委員長 再開します。  
討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第59号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定いたしました。

議案第60号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第61号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

これで本委員会を閉会します。

(午前11時32分 閉会)

委員会条例第29条第1項の規定により、署名する。

民生常任委員長 上村 高義

民生常任委員 村上 英明